様式第2号（第6条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

丸亀市商店街等活性化事業費補助金交付決定通知書

　　　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって申請のあった上記の補助金については、丸亀市商店街等活性化事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第６条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

１　補助金の交付の対象となる事業及び内容並びに補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対する補助金の額の区分は、　　　　年　　月　　日付け　　第　　号で申請のあった　　　　年度丸亀市商店街等活性化事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、交付要綱第８条の規定に基づく補助事業の内容の変更又は経費の配分の変更により、補助事業要する経費及び補助金の額については、別に通知したときは、当該別に通知したとおりとする。

(１)　補助事業に要する経費　　　金　　　　　　　　　　円

(２)　補助対象経費　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

(３)　補助金交付申請額　　　　　金　　　　　　　　　　円

３　補助事業者は、交付要綱の定めるところに従わなければならない。

４　補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減額することとなる。